

令和8年4月1日から世田谷区中小企業融資あっせん制度の利率が変更になります

融資実行時点の利率

を適用します

融資のあっせん日が3月中であっても、実行日が4月以降である場合には、下記の「令和8年4月1日実行分から」の利率を適用します。

※利率の変更は、令和8年度世田谷区当初予算の議決を条件とします。

	融資制度名	資金使途	限度額	利率 (%)					
				令和8年4月1日実行分から			令和8年3月31日実行分まで		
				名目利率	利用者負担利率	区負担利率	名目利率	利用者負担利率	区負担利率
1	小口零細資金	運転・設備	2,000万円	2.0	0.3	1.7	1.7	0.2	1.5
2	事業資金	運転・設備	2,000万円	2.2	2.2	0	1.9	1.9	0.0
3	景気対策緊急資金	運転・設備	2,000万円	2.2	0.4	1.8	1.9	0.3	1.6
4	事業転換多角化資金	運転・設備	5,000万円	2.3	0.6	1.7	2.1	0.5	1.6
5	経営改善借換資金	運転・設備	4,000万円 (追加融資は2,000円以内)	2.2	2.2	0	1.9	1.9	0.0
6	省エネルギー対策資金	設備	2,000万円	2.2	0.2	2.0	1.9	0.1	1.8
7	創業支援資金	運転・設備	2,000万円	2.0	0.2	1.8	1.7	0.1	1.6
8	商工業団体経営高度化資金	運転・設備	1億円	2.3	1.0	1.3	2.1	0.9	1.2
9	緊急特別融資	運転	300万円	1.9	0.1	1.8	1.8	0.1	1.7